

◎ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照表
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船舶を用いて行う一般廃棄物の収集又は運搬に係る基準）</p> <p>第一条の三の二 令第三条第一号ニの規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を様式第一号により船橋の両側（船橋のない船舶にあつては、両げん）に鮮明に表示することにより行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 一般廃棄物収集運搬業者（他の法令の規定により一般廃棄物収集運搬業者とみなされる者を除く。次項において同じ。） 法第七条第一項の許可を受けた市町村の名称及び許可番号</p> <p>2 （略）</p> <p>（船舶を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準）</p> <p>第七条の二 令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号ニの規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を様式第一号により船橋の両側（船橋のない船舶にあつては、両げん）に鮮明に表示することにより行うものとする。ただし、次項に掲げる者に</p>	<p>（船舶を用いて行う一般廃棄物の収集又は運搬に係る基準）</p> <p>第一条の三の二 令第三条第一号ニの規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を様式第一号により船橋の両側（船橋のない船舶にあつては、両げん）に鮮明に表示することにより行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 一般廃棄物収集運搬業者 法第七条第一項の許可を受けた市町村の名称及び許可番号</p> <p>2 （略）</p> <p>（船舶を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準）</p> <p>第七条の二 令第六条第一項第一号の規定によりその例によることとされる令第三条第一号ニの規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を様式第一号により船橋の両側（船橋のない船舶にあつては、両げん）に鮮明に表示することにより行うものとする。ただし、次項に掲げる者に</p>

ついては、この限りでない。

一 事業者（他の法令の規定により産業廃棄物収集運搬業者とみなされる者）（特定家庭用機器再商品化法第四十九条第四項及び第五項に掲げる者並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律第二百二十二条第七項から第九項までに掲げる者を除く。）を含む。以下この条及び次条において同じ。） 氏名又は名称

二 （略）

三 産業廃棄物収集運搬業者（他の法令の規定により産業廃棄物収集運搬業者とみなされる者を除く。以下この条及び次条において同じ。） 氏名又は名称及び許可番号

四・五 （略）

2・3 （略）

（令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める一般廃棄物）

第七条の七 令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物の処理施設の種類の応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物の処理施設において処理できる産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一 廃プラスチック類の破砕施設 廃プラスチック類（特定家庭用機器、小型電子機器等（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第二条第一項に規定する小型電子機器等をいう。以下同じ。）その他金属、ガラ

ついては、この限りでない。

一 事業者（他の法令の規定により産業廃棄物収集運搬業者とみなされる者及び他の法令の規定により産業廃棄物処理基準に従い産業廃棄物を収集又は運搬する者を含む。以下この条及び次条において同じ。） 氏名又は名称

二 （略）

三 産業廃棄物収集運搬業者 氏名又は名称及び許可番号

四・五 （略）

2・3 （略）

（令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める一般廃棄物）

第七条の七 令第六条第一項第二号ロ(3)の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物の処理施設の種類の応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物の処理施設において処理できる産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一 廃プラスチック類の破砕施設 廃プラスチック類（特定家庭用機器、パーソナルコンピュータその他金属及びガラスがプラスチックと一体となったものが一般廃棄物となったものを含むものとし、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。次号に

ス又は陶磁器がプラスチックと一体となったもの
一般廃棄物となつたものを含むものとし、他の一般
廃棄物と分別して収集されたものに限る。次号にお
いて同じ。）

二〇六（略）

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理
施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物）
第十二条の七の十六 法第十五条の二の五の環境省令で
定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処
理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（
当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許
可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）と
する。

一 廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチック類
（特定家庭用機器、小型電子機器等その他金属、ガ
ラス又は陶磁器がプラスチックと一体となつたもの
が一般廃棄物となつたものを含むものとし、他の一
般廃棄物と分別して収集されたものに限る。次号に
おいて同じ。）
二〇六（略）

（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に
係る届出）

第十二条の七の十七（略）

2（略）

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなけれ
ばならない。

（おいて同じ。）

二〇六（略）

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理
施設の設置についての特例の対象となる一般廃棄物）
第十二条の七の十六 法第十五条の二の五の環境省令で
定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処
理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（
当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許
可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）と
する。

一 廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチック類
（特定家庭用機器、パーソナルコンピュータその他
金属及びガラスがプラスチックと一体となつたもの
が一般廃棄物となつたものを含むものとし、他の一
般廃棄物と分別して収集されたものに限る。次号に
おいて同じ。）
二〇六（略）

（産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に
係る届出）

第十二条の七の十七（略）

2（略）

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなけれ
ばならない。

- 一 (略)
- 二 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては次に掲げるいずれかの書類
- イ 〃ニ (略)
- ホ 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類
- 4・5 (略)

- 一 (略)
- 二 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては次に掲げるいずれかの書類
- イ 〃ニ (略)
- 4・5 (略)

◎ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十六年環境省令第二十四号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附則 第三条 削除</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>附則 第三条 当分の間、新規則第七条の二及び第七条の二の二の規定は、特定家庭用機器再商品化法第四十九条第四項及び第五項に掲げる者並びに同法第五十条第一項に規定する産業廃棄物収集運搬業者並びに同法第四項に規定する一般廃棄物収集運搬業者並びに使用済自動車の再資源化等に関する法律第二百二十二条第七項から第九項までに掲げる者並びに同法第二百二十三条第一項に規定する産業廃棄物収集運搬業者並びに同法第三項に規定する一般廃棄物収集運搬業者については、適用しない。</p>